平成２１年（フ）第１０８３号
札幌市北区東茨戸50番地343　フランミルトマンションＣ102号
債務者　針尾　有子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８７号
札幌市白石区本通２丁目北７番１―703号
債務者　今野　明美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５７４号
札幌市手稲区星置１条６丁目13番５号
債務者　佐藤　雅子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６００号
札幌市東区北32条東１丁目８番８号
債務者　白川理香子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５３号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番４―511号
債務者　山本由喜子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６９８号
札幌市北区新琴似７条16丁目５番23号　ヴィラコート石垣203号
債務者　鎌田　信康
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６９９号
札幌市北区新琴似７条16丁目５番23号　ヴィラコート石垣203号
債務者　鎌田　敦子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７０９号
札幌市白石区菊水５条２丁目４番８号
債務者　太田　マキ
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４３号
札幌市清田区北野６条２丁目10番18号
債務者　渡辺　寿夫
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９０号
札幌市南区藤野１条７丁目６番10号
債務者　太田　香奈
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９９号
札幌市北区あいの里３条２丁目７番10号
債務者　岩元　　智
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１６号
札幌市西区平和２条６丁目１番１―301号
債務者　久保田文江
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３０号
札幌市北区北25条西５丁目３番15―203号
債務者　中里　君代（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４８号
札幌市豊平区豊平５条２丁目２番１―403号
債務者　加野美津江（旧姓三田）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１７号
札幌市北区新琴似１条13丁目６番20号、住民票上の住所札幌市東区北47条東４丁目４番10号　若林マンションＤ棟10号
債務者　齊藤　幸花
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４５号
北海道恵庭市黄金北２丁目２番地の12
債務者　福多　真弓
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９３号
札幌市厚別区厚別中央１条７丁目３番20―115号
債務者　佐々木哲和
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２３号
札幌市東区北15条東12丁目３番２号　アークコート北15条301号
債務者　佐藤　文彦
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部